

兵庫県公報

平成23年3月31日 木曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県健康対策協議会規則の一部を改正する規則（健康増進課）	1
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）	2
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	3
訓 令	
○ 庁用自動車管理規程の一部を改正する訓令（管財課）	4
企業庁管理規程	
○ 企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程	5

公布された法令のあらまし

●兵庫県健康対策協議会規則の一部を改正する規則（規則第7号）

健康づくりの推進に関する重要事項を調査審議するために健康対策協議会を改組して設置する健康づくり審議会の組織及び運営に関して必要な事項を定める等所要の整備を行うこととした。

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第8号）

県営住宅の駐車場について、その整備状況等を踏まえ、供用開始の期日を見直すこととした。

●収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第9号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、理容師法又は美容師法に関する手数料に、新たに理容所又は美容所検査確認証再交付手数料が追加されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県健康対策協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第7号

兵庫県健康対策協議会規則の一部を改正する規則

兵庫県健康対策協議会規則（昭和54年兵庫県規則第36号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

健康づくり審議会規則

第1条中「附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第3条の規定に基づき、兵庫県健康対策協議会（以下「協議会」）を「健康づくり推進条例（平成23年兵庫県条例第14号）第23条第5項の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、健康づくり審議会（以下「審議会」）に改める。

第2条を削る。

第3条中「協議会」を「審議会」に、「20人」を「30人」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「学識経験を有する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 市町の長を代表する者

第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条第1項中「協議会」を「審議会」に改め、同条第2項中「よつて」を「よって」に改め、同条第3項中「協議会」を「審議会」に改め、同条を第5条とする。

第 7 条中「協議会」を「審議会」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条第 1 項中「協議会」を「審議会」に改め、同条第 2 項中「学識経験を有する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

第 8 条第 3 項中「の任期」を削り、「解任される」を「その任を解く」に改め、同条を第 7 条とする。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(部会)

第 8 条 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 2 部会に、部会長を置く。
- 3 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長の職務及び部会の会議については、第 5 条第 3 項及び第 6 条の規定を準用する。
- 5 審議会は、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができる。

第 9 条第 1 項中「協議会」を「審議会及び部会」に改め、同条第 2 項中「委員」の右に「及び専門委員」を、「会長」の右に「(部会に置かれる小委員会にあっては、部会長。第 4 項において同じ。)」を加え、同条第 4 項中「委員」の右に「及び専門委員」を加え、同条第 5 項中「第 6 条第 3 項及び第 7 条」を「第 5 条第 3 項及び第 6 条」に改め、同条第 6 項を削る。

第 10 条中「協議会」を「審議会」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年 4月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の兵庫県健康対策協議会規則（以下「改正前の規則」という。）第 4 条の規定により兵庫県健康対策協議会の委員に委嘱されている者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に改正後の健康づくり審議会規則（以下「改正後の規則」という。）第 3 条の規定により健康づくり審議会の委員に委嘱された者とみなす。この場合において、その委員の任期は、改正後の規則第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日後最初に健康づくり審議会の委員が委嘱されるまでの間とする。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第 6 条第 2 項の規定により兵庫県健康対策協議会の会長として互選によって定められた者は、施行日に改正後の規則第 5 条第 2 項の規定により健康づくり審議会の会長として互選によって定められた者とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則第 8 条第 2 項の規定により兵庫県健康対策協議会の専門委員に委嘱されている者は、施行日に改正後の規則第 7 条第 2 項の規定により健康づくり審議会の専門委員に委嘱された者とみなす。



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 8 号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第12項の表中村鉄筋住宅駐車場の項から桃山台高層住宅駐車場の項まで、桃山台第 3 鉄筋住宅駐車場の項から姫路野里鉄筋住宅駐車場の項まで、明石大久保第 2 鉄筋住宅駐車場の項から明石貴崎鉄筋住宅駐車場の項まで、明石林崎第 2 鉄筋住宅駐車場の項から宝塚口谷東住宅駐車場の項まで、高砂春日野住宅駐車場の項から高砂米田鉄筋住宅駐車場の項まで及び三田狹間が丘鉄筋住宅駐車場の項から津名塩尾鉄筋住宅駐車場の項までを削る。

附則に次の 1 項を加える。

- 13 別表第 5 の規定中次に掲げる駐車場に係る部分は、平成23年 6月30日までの間において知事が定める日ま

での間、適用しない。

名称	位置
中村鉄筋住宅駐車場	神戸市長田区真野町
城が山鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区城が山5丁目
桃山台高層住宅駐車場	神戸市垂水区桃山台1丁目
桃山台第3鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区桃山台5丁目
赤羽鉄筋住宅駐車場	神戸市西区伊川谷町有瀬
玉津居住高層住宅駐車場	神戸市西区玉津町居住
玉津今津鉄筋住宅駐車場	神戸市西区玉津町今津
玉津出合鉄筋住宅駐車場	神戸市西区玉津町出合
姫路西庄第2鉄筋住宅駐車場	姫路市西庄
姫路野里鉄筋住宅駐車場	姫路市野里
明石大久保第2鉄筋住宅駐車場	明石市大久保町大窪
明石金ヶ崎鉄筋住宅駐車場	明石市魚住町金ヶ崎
明石貴崎鉄筋住宅駐車場	明石市貴崎4丁目
明石林崎第2鉄筋住宅駐車場	明石市林崎町3丁目
上甲子園鉄筋住宅駐車場	西宮市上甲子園2丁目
西宮真砂高層住宅駐車場	西宮市今津真砂町
東町鉄筋住宅駐車場	西宮市東町1丁目
加古川船頭高層住宅駐車場	加古川市米田町船頭
宝塚口谷東住宅駐車場	宝塚市口谷東3丁目
高砂春日野住宅駐車場	高砂市春日野町
高砂時光寺鉄筋住宅駐車場	高砂市時光寺町
高砂米田鉄筋住宅駐車場	高砂市米田団地
三田狭間が丘鉄筋住宅駐車場	三田市狭間が丘5丁目
三田武庫が丘鉄筋住宅駐車場	三田市武庫が丘4丁目
津名塩尾鉄筋住宅駐車場	淡路市塩尾

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第9号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項2を次のように改める。

2 理容師法又は美容師法に関する手数料

- (1) 理容所又は美容所検査手数料
- (2) 理容所又は美容所検査確認証再交付手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項22に(6)として次のように加える。

- (6) クリーニング所検査確認証再交付手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項25(7)を次のように改める。

- (7) 毒物劇物製造業、輸入業又は販売業登録票再交付手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項50中(9)を(13)とし、(5)から(8)までを(9)から(12)までとし、(4)を(6)とし、(6)の次に(7)及び(8)として次のように加える。

- (7) 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定申請手数料
- (8) 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定更新申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項50中(3)を(5)とし、(2)の次に(3)及び(4)として次のように加える。

- (3) 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定申請手数料
- (4) 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定更新申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項62に(5)及び(6)として次のように加える。

- (5) 引取業者の登録通知書等書換え交付手数料
- (6) 引取業者の登録通知書等再交付手数料

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

訓 令

兵庫県訓令第1号

本 庁
地 方 機 関

庁用自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

庁用自動車管理規程の一部を改正する訓令

庁用自動車管理規程（昭和47年兵庫県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「支払い方法」を「支払方法」に改め、同項第1号中「1箇月ごと」を「3月ごと」に、「あて」を「宛て」に改める。

第14条を削り、第15条を第14条とする。

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号（第5条関係）」に改める。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号（第6条関係）」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 9 条、第12条関係)

運 転 報 告 書

年 月 日

車番		一 号			運 転 者				
行 先	使用課等名	乗 車 時 間			走 行 距 離 数			有 料 道 路 使 用 内 訳	
		出 発	帰 庁	乗車時間 時 分	出発時 km	帰庁時 km	走行距離 km	ETC	回数券
	往・復往・復往・復往・復往・復往・復往・復往・復往・復往								
計									

様式第 4 号中「様式第 4 号」を「様式第 4 号 (第13条関係)」に改める。
 様式第 5 号を削る。

附 則

この訓令は、平成23年 4月 1 日から施行する。

企 業 庁 管 理 規 程

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成23年 3月31日

兵庫県公営企業管理者 岡 田 泰 介

兵庫県企業庁管理規程第 2 号

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程

(企業庁組織規程の一部改正)

第 1 条 企業庁組織規程 (昭和45年兵庫県企業局管理規程第 2 号) の一部を次のように改正する。

第12条第 1 号中「、市川町」を削る。

(兵庫県水道用水供給条例施行規程の一部改正)

第 2 条 兵庫県水道用水供給条例施行規程 (昭和54年兵庫県企業庁管理規程第12号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 6 条関係)

給水対象	計画給水量 (立方メートル)
神戸市	28,000
姫路市	90,100
尼崎市	4,600
明石市	33,800

西宮市	20,000
伊丹市	17,200
加古川市	43,600
西脇市	8,000
宝塚市	20,000
三木市	21,600
高砂市	14,800
川西市	36,700
小野市	14,500
三田市	39,200
加西市	12,500
篠山市	10,700
加東市	11,700
猪名川町	12,800
稲美町	2,100
播磨町	2,100
福崎町	3,200
太子町	3,200
淡路広域水道企業団	30,000

(企業庁公有財産取扱規程の一部改正)

第 3 条 企業庁公有財産取扱規程（昭和56年兵庫県企業庁管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 水道用水供給事業の項中「、船木系」を削る。

附 則

この管理規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。